

新・菰生楨山風土記：高知県香美市域120人から聞いた村の歴史・生活・民俗

楠瀬，慶太
九州大学大学院比較社会学府日本社会文化専攻：修士課程

服部，英雄
九州大学大学院比較社会文化研究院：教授

<https://doi.org/10.15017/1516062>

出版情報：2008-03-25. 九州大学大学院比較社会文化研究院服部英雄研究室
バージョン：
権利関係：



第三章 韮生・槇山の歴史・生活・民俗

第三章 葦生・槇山の歴史・生活・民俗

ここでは、これまで村ごとに見てきた『地検帳』から見た村の景観と「大正・昭和期の村の姿」を総括して、葦生・槇山の歴史・生活・民俗について考察する。特に、本書の特色である地名の現地比定の結果から明らかになった『地検帳』の性格と、各村での聞き取りから明らかになった葦生・槇山の地域性と構造について述べたい。

巻一 現地比定から見た『長宗我部地検帳』

葦生・槇山郷における『地検帳』の性格は平野部とは異なる。作人・居住者の登録は非常に曖昧で、給分は大概名分になっており、一地一作人の原則はほとんど徹底されておらず、指出検地的な様相が非常に強いとされる。また、指出検地の性格上、開発された土地全てが検地地としてあがっているかには疑問が残る。ここでは『地検帳』記載地名の現地比定から検地の実態、境界設定、村落景観について検討し、葦生・槇山郷における『地検帳』の性格を再検討してみたい。

一 長宗我部検地の実態―「葦生之内清爪名多平名五王堂名地検帳」の検討を中心に―

長宗我部検地の実態を検討する上で貴重な史料が、葦生・槇山全域で天正十六年（1688）に行われた検地に続いて天正十九年（1691）に清爪・多平・五王堂で行われた検地の帳簿「葦生之内清爪名多平名五王堂名地検帳」である。清爪、多平、五王堂は、天正十六年の「葦生谷地検帳」末尾に「右清爪大井平ハ不審ニ付而此算用ニハ不入ス」とあるように、当初から検地が不十分であったことが認識されていた地域で、天正十九年に再び検地が行われた。

この二度の検地については、五王堂名で「名」の一円支配が崩れていることが指摘されている（島田 1956）。これは、再検地で書き足された「名本分」と「公事子分」の記載から指摘されており、長宗我部氏が急速に名本支配下の有力農民層（公事負担者）把握に努め、公事徴収体制を整備しようとした結果であるとされている（秋澤 1995）。一方で、このような支配形態の変化は、名支配の強い地域での指出検地的性格自体を変化させた可能性もあり、両者を詳しく比較することで、天正十六年の検地（以下「前検地」と呼ぶ）と天正十九年の検地（以下「再検地」と呼ぶ）の性格を検討できるのではないかと考える。

以下、現地比定を元に清爪名を中心に両検地の相違や性格について見てみることにする。
前検地と再検地の相違 前検地と再検地の検地地を比較してみると（表1―①～③）、再検地では新たな検地地がいくつか見つかっている（表1―●・◎）。田は出田で約二町、山畠で約六反近く増えているが、新たに開拓された「ヒラキ地」（◎）も十箇所と多い。また、屋敷数は16戸から19戸へと増加している¹⁾。

¹⁾ 仙頭名における天正十七年の「門役帳」では、天正十六年の『地検帳』に載っていない屋敷地が記載されていることから、前検地では屋敷地の抽出自体も完全なものでなかった可能性が指摘されており（横川 1959）、清爪名においても本当に屋敷数が増加したかは不明である。

表1-① 清爪名における16年検地と19年検地の比較(○変化あり、●新出、◎新開、△変化なし、×消滅)

	検地地	16年検地				19年検地				
		田畑	地形	給人・給分	耕作・扣	本田畑	出田畑	登録	給人・給分	耕作・扣
○	神田	90	山畠ヤシキ下		清爪菊介扣・人ゐ	90	210	下ヤシキ	名本分	常言ゐ
◎	神田(神田ノ西)	420	下田	神領	清爪菊介扣	420	132	下々田・下アレ	神田・名本分	常言扣
◎	神田ノ南新開					1020		下畠・アレ	名本分	常言扣
●	神田ノ西北ノ山子					28				常言扣
○	東ハシヤウ	180	山畠ヤシキ下	東持	清爪菊介扣	180	120	下ヤシキ・アレ		三良衛門扣
○	ハシヤウ田(ハシヤウヤシキ道懸テ)	600	山畠ヤシキ下	名分	清爪菊介扣	600	260	下ヤシキ・田		五良頭ゐ
◎	ハシヤウヤシキ南新ヒラキ					48		下々畠		三良左衛門扣
◎	ハシヤウヤシキニヶ所懸テ新ヒラキ					35		下		五良頭扣
○	中ヤ	720	山畠・アレ	東持	清爪菊介扣	420	420	下ヤシキ・アレ・下畠	公事子分	三良衛門居
●	中西道ノ下懸テ					300	246	下ヤシキ・アレ	公事子分	新二良扣
●	中ヤノ上					78		切畑	公事子分	三良衛門扣
○	クワノユ(桑ノユ道三ツ懸テ)	420	畠・中田	東持	清爪菊介扣	420	376	下畠・中田	公事子分	新二良扣
○	ヤシキタ(ヤシキタノ谷ノヲク東地懸テ)	900	畠ヤシキ・下田	東持	清爪菊介扣	900	338	下畠・下田	公事子分	大良衛門居
○	東ヤシキ(東ヤシキ道懸テ)	480	山畠・アレ・山畠ヤシキ下	東持	清爪菊介扣	480	126	下々ヤシキ・アレ	公事子分	大良兵衛居
●	東ヤシキノ東					78		切畑	公事子分	大良兵衛扣
●	ヤシキ田柳ノ本トモ南ノ下懸テ					1500	543	田・下ヤシキ・下畠・畠アレ	公事子分	名本扣
○	土居ノ前	3900	畠ヤシキ・下田	名本分	清爪菊介扣・三人ゐ	2400	422勺	上田・下田・下畠・芝	名本分	名本扣
○	土居ノ前	360	下	野中孫十良給・名本		360	108	上田	野中孫進給	
○	土居ノ前外懸テ	120	中ヤシキ	名本分	清爪菊介扣・清爪土	120	150	中ヤシキ	名本分	与左衛門居
●	谷ヤシキ前帳二無之					135		下田	名本分	与左衛門扣
○	寺中(寺中外懸テ)	120	下田・ヤシキ	名本分・清爪菊介給	民口扣	120	78	下田・下ヤシキ・堂床	名本分	与左衛門扣
○	中ノ後田かけて(中ノ後)	180	山畠ヤシキ下	名本分	民口扣・人ゐ	120	36	下ヤシキ	名本分	与左衛門扣
○	中ノ後田ノ下(中ノ後ノ下)	240	下田	名本分	民口扣	90	58	下田	名本分	与左衛門扣
○	中ノ後田ノ下(中ノ後前四十代地)	240	下田	名本分	民口扣	225		中田	名本分	弥二良扣
○	中ノ後田ノ下(中ノ後ノ下)	540	下田	名本分	民口扣	540	64	下田	名本分	弥二良扣
○	中ノ後田ノ下(中ノ後ノ下)	600	下田		民口扣	600	242	下田・中田	公事子分	介大良扣
●	中野					72		下々畠アレ	名本分	名本扣
●	中野ノ下前帳二無之					35		下田	名本分	名本扣
●	中野ノ下前帳二無之					24		切畑	公事子分	介大良扣
○	中ノ後田ノ下(中野ヤシキ)	300	山畠ヤシキ下		民口扣	300	103	田・下ヤシキ	公事子分	介大良居
○	中ノ後田ノ下(カシノ本)	240			民口扣	240	192	下田	公事子分	介大良扣
○	谷(谷タ)					300	138勺	下田	公事子分	ナロ介大良扣
○	谷(谷タノ下)					150	103	下田	公事子分・芝分	
○	谷(谷タノ下)					300	162勺	下田	公事子分	四良衛門扣
○	谷(谷タノ下道懸テ)					30	54勺	下田	公事子分	介大良扣
○	谷(谷タノ下)					60	30	下田	公事子分	三良衛門扣
○	谷(谷タノ下)					180	62	下田	公事子分	五良頭扣
○	ニノ堀(ニノヘイホリ共ニ)	600	山畠ヤシキ・アレ		民口扣	600		下々タ・アレ	名本分	
●	ニノヘイホリノ東前帳二無之					252		下々畠アレ	名本分	
○	城(城詰ノタン)	30	畠ヤシキ下		民口扣	30	96	下々畠	名本分	名本扣
○	太タ(大タ)	600	下田	いのの持	民口扣	600	96	下田	名本分	猪野扣
○	ミセマチタ(ミセマチタニ所懸テ)	180	下田	東持	民口扣	180	48	下田	公事子分	東大良兵衛扣
○	ミセマチタ	90	下田		民口扣	90	15	下畠	名本分	名本扣
●	茶屋ノ芝前帳二無之					300		下々畠・芝	西平分	二良左衛門扣

表1-② 清爪名における16年検地と19年検地の比較(○変化あり、●新出、◎新開、△変化なし、×消滅)

	検地地	16年検地				19年検地				
		田畑	地形	給人・給分	耕作・扣	本田畑	出田畑	登録	給人・給分	耕作・扣
○	クホタ	600	下田	西平持	民口扣	600	180	上田・下田	名本分	与左衛門扣
●	カキソヘ					180	86	上田	名本分	
●	後ノ前					600	23	下ヤシキ・下田	西平分	若衛門扣
●	山ノ下					300	36	中田	西平分	二良左衛門扣
◎	山ノ下ノ上新ヒラ					18		下畠	西平分	二良左衛門扣
○	後	1440	山畠ヤシキ 下	西平持	民口扣・口左	420	150	中田・下ヤシキ	西平分	左近衛門扣
○	西平二所かけて (西平)	120	山畠ヤシキ下	西平持	民口扣・口口	120	7勺	上ヤシキ	西平分	二良左衛門扣
×	西平ノ下	360	下田	西平持	民口扣					
○	西平ノ前土ゐか けて(西平ノ前)	1800	畠ヤシキ・下田	名本分	民口扣	1800	246	上田・中田・ 下々田・下ヤシ キ	西平分	二良左衛門扣
○	クロ沢(クロサワ)	120	下田	名本分	民口扣	120	54	下々田	名本分	与左衛門扣
◎	クロ沢ノ南西新ヒ ラキ					336		下々田	西平分	二良左衛門扣
○	宮ノナロ	480	山畠アレ下	西平	二良左衛門 扣			下々畠・芝	西平分	二良左衛門扣
●	宮ノナロノ谷					90	90	下々畠ヤシキ	西平分	三良衛門居
●	宮ノナロノ下					90	126	下々田	西平分	二良左衛門扣
●	宮ノナロノ西新ヒ ラキ					120		下々田	西平分	二良左衛門扣
◎	宮ノナロノ西フロ ノ谷					42		切畑	西平分	弥五良扣
○	道ノ下・道ノ下ノ 下	120	下田	西平	二良左衛門 扣	?	71	下々田	西平分	二良左衛門扣
●	川タキ					72	118	下々田	公事子分	大良兵衛扣
●	川タキノ下					150		切畑	西平分	三良左衛門扣
●	川タキノ東					30		切畑	西平分	三良左衛門扣
○	上川タキ	60	下田	西平	二良左衛門 扣	60	90	下々田	公事子分	若衛門扣
●	西谷					300	252	出四十貳代	西平分	二良左衛門扣
●	西谷ノ上					60	36	出六代 下	西平分	左近衛門扣
●	杉ノ木前帳ニ無					36		下	西平分	左近衛門扣
◎	杉ノ木ノ上道懸テ 新ヒラキ					84		下山畠	西平分	左近衛門扣
◎	杉ノ木ノ上三所懸 テ新ヒラキ					74		下々山畠ヤシ キ	西平分	若衛門扣
●	杉ノ木ノ上ノホリ					240		下々山畠	西平分	左近衛門扣
●	杉ノ木ノ南					114		下々山畠	西平分	若衛門扣
●	ムカイヤシキ					180		下々山畠	西平分	左近衛門扣
●	西ノ岡					258		下々山畠	西平分	二良左衛門扣
●	西ノ岡ノ上					45		下々山畠ヤシ	西平分	二良左衛門作
●	西ノ岡ノ下					180		下々山畠	西平分	二良左衛門作
●	樋ノクチ					120		切畑	西平分	三良衛門扣
●	樋ノクチノ上					72		下々山畠	西平分	左近衛門扣
●	樋ノクチノ上ニ所 懸テ					360		切畑	西平分	若衛門扣
●	樋ノクチノ上					258		切畑	公事子分	名本扣
○	大谷ノ下	180	下田	東持	二良左衛門 扣	180		下々山畠	公事子分	名本扣
◎	大谷ノ上新開					300		下々田	公事子分	芝扣
●	大谷ノ上					156		切畑	公事子分	芝扣
●	大谷ノ上ノ西					90		切畑	公事子分	大良衛門扣
●	大谷谷川ノ西地					90		下々山畠	公事子分	大良衛門扣
●	ヲトシクラ					660		切畑	公事子分	大良兵衛扣
●	ヲトシクラノ北					210		下々山畠	公事子分	大良兵衛扣
●	ヲトシクラノ東					900		切畑	公事子分	大良兵衛作
●	ヲトシクラノ上					318		下々山畠	公事子分	大良兵衛扣
●	大谷々川ノ西地					300		下々山畠	公事子分	三良衛門扣
○	大谷(大谷ヤシキ 内外共)	120	山畠ヤシキ下	東持	大良左衛門 ゐ	120	110	下々ヤシキ	公事子分	大良衛門居
●	大谷ヤシキ下					180	222	下々田	公事子分	大良兵衛扣
●	カヤノ本					1812		切畑	名本分	
●	カヤノ本南ノ下					240		切畑	公事子分	五良頭作
●	カヤノ本南ノ下					114		切畑	公事子分	大良兵衛扣
●	大谷西地					60		切畑	公事子分	大良兵衛扣

表 1-③ 清爪名における 16 年検地と 19 年検地の比較 (○変化あり、●新出、◎新開、△変化なし、×消滅)

	検地地	16年検地				19年検地				
		田畑	地形	給人・給分	耕作・扣	本田畑	出田畑	登録	給人・給分	耕作・扣
●	大谷ヤシキ東ノ					36			公事子分	大良衛門扣
●	横畠					480		切畑	西平分	左近衛門扣
●	横畠ノ東地					78		下々山畠	西平分	弥五良扣
●	横畠ノ下谷懸テ					120		下々山畠	西平分	弥五良作
●	松ノトウ					360		下々山畠	西平分	弥五良作
●	松ノトウノ上					600		切畑	西平分	弥五良作
●	クロイワ					1200		切畑	西平分	
●	ササウ子					960		切畑	西平分	若衛門扣
●	カミ谷					1500		切畑	西平分	二良左衛門扣
◎	カミ谷ノ下新ヒラ					12		下々田	西平分	二良左衛門作
●	カミ谷ノ下					600		下々山畠	西平分	二良左衛門作
●	カミ谷ノ下前帳ニ無之					20		下々田	西平分	二良左衛門作
●	ノホリ道					120		切畑	西平分	左近衛門扣
●	ミノコシ					120		下々山畠	西平分	左近衛門作
●	坊谷西ノヒラ谷ク					420		下々山畠	公事子分	介二良作
●	坊谷ノ上大子キ					1380		切畑	名本分	常言作
●	坊谷東地					240		切畑	公事子分	四良衛門扣
●	坊谷ノ下					222		切畑	公事子分	四良衛門作
●	東谷西地					456		切畑	公事子分	大良兵衛扣
●	東谷ノ上					450		切畑	公事子分	大良兵衛作
●	東谷ノ東地					240		切畑	公事子分	大良兵衛作
●	東谷ノ下					66		切畑	公事子分	大良兵衛作
●	梅ノ谷					420		切畑	公事子分	大良兵衛作
●	梅ノ谷ノ下					300		切畑	公事子分	大良兵衛作
●	梅ノ谷下谷クチ					240		下々山畠	公事子分	大良兵衛作
●	トチノ谷前帳ニ無之					96		下々田	名本分	名本扣
●	トチノ谷ノ東					42		切畑	公事子分	五良頭作
×	宮ノマヘ	180	山畠ヤシキ 下田	西平	二良左衛門扣					
●	宮ノ前					570		切畑	名本分	名本扣
●	宮ノ前ノ東猪野々境ハカイカケノ川限					60		切畑	名本分	名本扣
●	宮ノ前ノ南					78		切畑	名本分	名本扣
●	宮ノ前東					60		切畑	名本分	名本扣
●	宮ノ前ノ東					180		切畑	名本分	名本作
●	宮ノ前ノ道ノ下					108		切畑	名本分	民部作
●	宮ノ前ノ道ノ上					300		切畑	名本分	民部作
●	カミ川タキ					186		切畑	公事子分	介大良作
●	ウルシノサコ					300		切畑	名本分	林泉扣
●	ヨケノタキ					252		切畑	公事子分	大良兵衛作
●	ヨケノタキノ西					150		切畑	公事子分	新二良作
●	ヨケノタキノ下川タ					180		切畑	公事子分	大良兵衛作
●	ヨケノタキノ西					1260		切畑	公事子分	名本扣

田畑の増加は、精密な検地による未検地地の抽出と開発の進行の結果であったと推測される。前検地と再検地では、「上・中・下」といった田・畑の評価が変わっているものも多く、評価は上がっているものだけでなく、下がっているものもあり、面積も細かく取られており、再検地では正確な検地が行われたことが分かる。

山畠と切畑 また、再検地の新出の検地地には「山畠」「切畑」などの畑地が多いことが指摘できる。この中でも「切畑」が特に多い。前検地では「切畑」の記載は全く現れず「山畠」のみだが、再検地では「切畑」と「山畠」が別々に記載される。前検地の「山畠」の内、「アレ」分を伴うものが菰生・槇山には多い。この「山畠アレ」は休閑中の畑地を表し、焼畑（切畑）としての利用が想定されるが、「畠」と「切畑」の境界線は曖昧なもので確証

を得ないとされてきた（米家 1996・2002）。

しかし、菰生・槇山で実際に検地地の現地比定を行ってみると、前検地の「山畠」は以外にも集落近くの低標高の場所で検出される傾向があり、焼畑には適さない土地が多い。また、焼畑に依存するはずの山間地域でも「山畠ヤシキ」が単独で検出される場合が多い。屋敷の近くで山を焼くとは考えがたい。このようなことから、前検地では焼畑が検地の対象となっていないのではないかと推測される。

この点に注目して清爪の両地検帳を見てみると、畑地として登録されている土地の内、再検地で前検地と同じホノギなのは「宮ノ前」のみである。しかも、再検地の「宮ノ前」は前検地と面積も異なり、出分も無いため、新たな検地地である可能性がある。このことから、前検地の「山畠」は「切畑」ではなく、前検地では「切畑」は検出されず、再検地ではじめて「切畑」が検出されたことが分かる。このことは、五王堂の両地検帳でもおよそ同様である（表 2－①・②）。また、再検地の際、「切畑」の検地地はおおよそ高標高地に検出されている²⁾。しかし、清爪や五王堂の検地と他の場所の検地が同等に行われたかは分からず、明確に他の場所でも「山畠」は「切畑」ではないとは言いきれない。

検地帳以外の帳簿 前検地に登録された検地地（表 1－○）の面積は、基本的には再検地に引き継がれている。しかし、「前帳ニ無之」の記載がない検地地には前検地で登録されていない検地地が多く、その中には出分が記載されているものもある。このことから、再検地では前検地の検地帳以外にも参考にした帳簿があった可能性が指摘できる。前検地では出分が全く記載されないことから、これが天正期の検地以前に長宗我部氏が持っていたとされる「古帳」と呼ばれる帳簿（井上 1952）である可能性は低い。

再検地では、出分があるものに田地・屋敷地が多く、出分のないものはほとんどが畑地である。田分については、地検帳以外にどのような帳簿で把握されていたかは分からないが、屋敷地は仙頭の天正十七年作成の「門役帳」（小物成帳）（小松文書）のような形で耕作者とともに把握されていたのではないかと考えられる³⁾。一方、畑地（切畑）は、前検地では門役帳に収穫物（楮・茶などの畑作物）の収量として記載して把握されていたがために、検地の対象とならなかったのではないかと考えられる。

つまり、再検地以前は、切畑からの取高と貢租額さえ把握しておけば問題なかったのが、土地と作人の把握が求められる過程（一地一作人の原則）で、土地として把握する必要が出てきたために、再検地では切畑が多く検出されたのではないかと考えられる。そのように考えると、前検地には畑地の把握よりもむしろ本年貢の対象となる田地の把握に目的が置かれていたとも考えられる。

切畑の検地 仮に切畑が検地の対象から除外されていたとしたら、それはなぜなのだろう

²⁾ しかし、『地検帳』には「川滝」や「カミ川タキ」「ヨケノタキ」「下川タキ」といった物部川から平地部へ上がる段丘状の土地でも切畑が検出されている。

³⁾ 横川氏は、「門役帳」の記載形式が太閤検地と全く同じであることから、『地検帳』は給人＝知行人・名主を対象としたものであるのに対し、「門役帳」は農民＝実際耕作者を対象としたものであると評価している（横川 1959）。

表2-① 五王堂名における16年検地と19年検地の比較(○変化あり、●新出、◎新開、△変化なし)

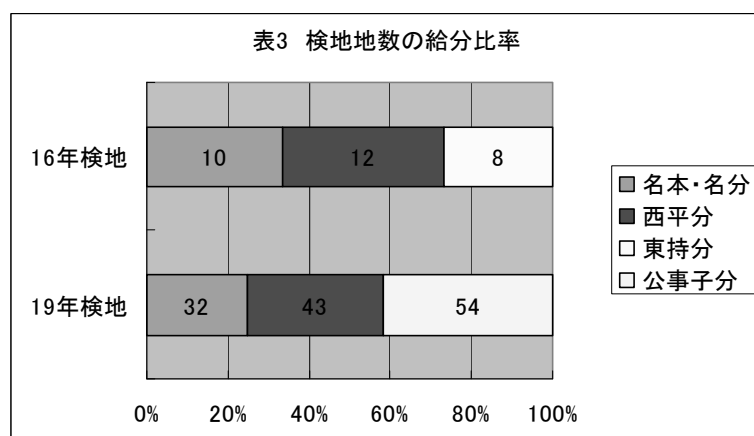
	検地地	16年検地				19年検地				
		田畑	地形	給人・給分	耕作・扣	本田畑	出田畑	登録	給人・給分	耕作・扣
○	ホトコミ(ホトコミ川ノ渡シ上)	900	下田		五王堂三良左衛門拓	900	34.5	下田(作・砂入)	公事子分	大良衛門拓
○	ホトコミノ上川フチ二段(ウノ石ニヶ所懸テ)	360	山畠荒・下々田		五王堂三良左衛門拓	360	314	下田・下ヤシキ・下畠	名本分	二良衛門居
○	ホトコミノ上川フチ二段(ホトコミ)	78	山畠ヤシキ下		五王堂三良左衛門拓	78	174	下ヤシキ・アレ	公事子分	大衛門拓
○	ホトコミノ南	90	中ヤシキ		五王堂三良左衛門拓	90	90	下ヤシキ・アレ	公事子分	大衛門拓
○	ホトコミノ南一坪(ホトコミノ南)	2400	下田・荒		五王堂三良左衛門拓	2400	379	下田・アレ	公事子分	大衛門拓
●	ホトコミノ西					42		切畑	公事子分	大衛門拓
○	神田一坪道ヨリ内(神田道ノ上懸テ)	2580	宮床・荒フ・下田		五王堂三良左衛門拓	2490	749	上田・中田・下々田・下々荒	名本分	
○	土居ノマヘ(西ヤシキ内外懸テ)	240	山畠ヤシキ 下		五王堂三良左衛門拓	240	162.5	下々山畠ヤシキ		二良衛門居
○	太々道かけて(太々道懸テ)	1140	中田・荒		五王堂三良左衛門拓	1140	907	中田・下田	名本分	
○	土畠ノ北道かけて田少有(土居ノ北道懸テ)	210	山畠下		五王堂三良左衛門拓	210	151	下田・下畠アレ	名本分	
○	土居ヤシキ外かけて(土居ヤシキ外ノ西東テ)	840	ヤシキ 中		五王堂三良左衛門拓	840	444	出巻反貳拾四代 内 中ヤシキ拾八代 下畠巻反四十代貳分 下田貳反五代	名本分	名本拓
●	土居ヤシキノ北道ノ下					180		切畑	名本分	
●	土居ヤシキノに					90		下々山畠・アレ	名本分	
●	土居ヤシキ新開					35		下々	名本分	
●	土居ヤシキ西					480		切畑	名本分	
●	太々道ノ北					366		中田・下田	名本分	
●	太々道前帳ニ無					120		下々畠アレ	公事子分	四良左衛門拓
×	名本分	540	田荒・山畠荒		五王堂三良左衛門					
○	ヲヲチ谷川大道かけて(ヲヲチノ西ノサカリ共・ヲヲチノ東)	1380	山畠・下田		五王堂三良左衛門拓	480	164	下田・下畠・畠アレ・下ヤシキ	名本分	
○	シイノ本(シイノ本道懸テ・シイノ本ノ上・シイノ本)	660	下田		五王堂三良左衛門拓	900	315.5	下田・下ヤシキ・下畠	公事子分	四良左衛門拓
○	シイノ本ノ西ノ下	90	山畠 下		五王堂三良左衛門	258	360	下田	公事子分	大良左衛門拓
○	トタイラ(下平畠二所田二所懸テ・下平畠ノ上内外懸テ)	720	内 十五ヤシキ 残田分中		五王堂三良左衛門拓・大良左衛門ゐ	96	60	下々田	公事子分	四良左衛門拓
○	大タノ南ノ上					306	75.5	下田・下畠	名本分	
○	カイヤ分中道ヨリ下(カイヤ分道谷懸テ屋敷ハ四所ニ有)	1560	ヤシキ・中田		五王堂三良左衛門拓	90	27	田・下畠	公事子分	孫三良拓
○	カイヤノ上屋地共中道ヨリ下	480	ヤシキ・下田		五王堂三良左衛門拓	630	348	下田・下畠・畠アレ・下ヤシキ	名本分	
○	カイヤ分(カイヤノ北ノサカリ)	300	中田		五王堂三良左衛門拓	90	99	下田・下ヤシキ・下畠	公事子分	四良左衛門拓
○	大チ分本田大道ノ上ノ小田共ニ(大内分本田大道ノ上懸テ)					30		下々山畠定芝	名本分	
○	カイヤ分ノ上大道かけて(カイヤノ東ノ上)	780	下々田		五王堂三良左衛門拓	2280	1503	下ヤシキ・上田・下田	公事子分	新衛門居・四良兵衛ゐ
○	カイヤ分大川フチ(川口)	480	ヤシキ・下田		五王堂三良左衛門拓					
○	カイヤ分ノ上中タイラ分(中タイラ分)	300	下田・山畠ヤシキ		五王堂三良左衛門拓	60		切畑	公事子分	孫三良拓
○	カイヤ分大川フチ(川口)	240	中田		五王堂三良左衛門拓					
○	カイヤ分ノ上中タイラ分(中タイラ分)	240	中田		五王堂三良左衛門拓	780	570	下田・下畠アレ	公事子分	
○	カイヤ分ノ上中タイラ分(中タイラ分)	300	下田・山畠ヤシキ		五王堂三良左衛門拓	780	570	下田・下畠アレ	公事子分	
○	カイヤ分大川フチ(川口)	240	中田		五王堂三良左衛門拓	300	37	下田	公事子分	大良左衛門拓
○	カイヤ分ノ上中タイラ分(中タイラ分)	240	中田		五王堂三良左衛門拓	156		下々田・砂入	公事子分	大良左衛門拓
○	カイヤ分ノ上中タイラ分(中タイラ分)	420	山畠・上田		五王堂三良左衛門拓	420	384	中田・下ヤシキ・ 下畠アレ	公事子分	大良左衛門拓
○	二良衛門ヤシキ(上ヤシキノ谷東ノ上)	60	山畠ヤシキ下		五王堂三良左衛門拓	60		切畑	公事子分	篠二良左衛門拓
○	五王堂面分大道上下山畠共ニ(上ヤシキ分大道ノ上下谷川懸テ)	1320	山畠・下田		五王堂三良左衛門拓	1320	694	下ヤシキ・下田・下畠・畠アレ	公事子分	篠二良左衛門拓
×	五王堂面分大道ノ下堂面分	240	下田		五王堂三良左衛門拓					

表2-② 五王堂名における16年検地と19年検地の比較(○変化あり、●新出、◎新開、△変化なし)

	検地地	16年検地				19年検地				
		田畑	地形	給人・給分	耕作・扣	本田畑	出田畑	登録	給人・給分	耕作・扣
×	五王堂面分大道ノ下堂面分	240	下田		五王堂三良左衛門拓					
○	五王堂面分大道ノ下堂面分(下チチタイ)	1380	山畠荒・下田		五王堂三良左衛門拓	1380	498.5	中田・下田・下ヤシキ	公事子分	名本拓
●	中タイラノ上新開					30		下畠	公事子分	大良左衛門拓
○	源丞ヤシキ南かけて(下チチタイ)	90	ヤシキ下		五王堂三良左衛門拓	90	90	下ヤシキ	名本分	名本拓
○	乗蓮坊ヤシキ	150	山畠ヤシキ下		五王堂三良左衛門	150	256	下田・下畠アレ	公事子分	四良左衛門拓
◎	乗蓮坊ヤシキ南ノ上新ヒラキ					495		下畠・田	公事子分	名本拓
●	ユウノ谷道懸テ					300	421	下ヤシキ・下々畠	公事子分	新衛門拓
●	ユウノ谷ノ東					60	120	下々山畠ヤシキ	公事子分	篠二良左衛門
○	五王堂観音仏供田共ニ(五王堂観音仏供田堂床ハ杖ヲ除)	180	堂床・田荒		五王堂三良左衛門拓	240	48	下々田	名本分	なもと拓
○	北ウラ(北ウラ大道ノ下)	60	山畠アレ・下田		五王堂三良左衛門拓	60	78	下々田	公事子分	なもと拓
○	北ウラ谷川かけて大道ノ上(北ウラ大道ノ上・北ウラノ谷川ヨリ東)	150	下々田		五王堂三良左衛門拓	90	60	下田	公事子分	大良左衛門拓
○	北ウラノ上西地					60		切畑	公事子分	なもと拓
●	北ウラノ上西地					18		切畑	名本分	なもと拓
●	北ウラ堂ノ谷					180		切畑	名本分	
○	北ウラ谷川かけて大道ノ下南池塚ハ塩売神ニ松桧限(北ウラノ北大道ノ下・北ウラノ東)	90	山畠荒		五王堂三良左衛門拓	42		下々田定アレ	公事子分	
○	ウイノ谷北ノヒラ南境ハシラ売神ニ本桧限 北ハ					48		切畑	公事子分	新衛門拓
●	ユウナカイワ					1800		切畑	公事子分	新衛門拓
●	ガヤノ谷々川ノ東地					300		切畑	公事子分	孫三良拓
●	ガヤノ谷々川ノ東地					168		切畑	公事子分	大良左衛門拓
●	ガヤノ谷ノ上					330		切畑	公事子分	大良左衛門拓
●	ヲリトノ本					960		切畑	公事子分	大良左衛門拓
●	ガヤノ谷ノセイ本					420		切畑	公事子分	大良左衛門拓
●	ガヤノ谷ノ東ノ上ノヒラ					420		切畑	公事子分	大良左衛門拓
●	ガヤノ谷ノ下谷川詰テ					1860		切畑	公事子分	大良左衛門拓
●	ガヤノ谷ノ下					420		切畑	公事子分	大良左衛門拓
●	ガヤノ谷ノ西地ノヒラ					780		切畑	公事子分	新衛門拓
●	フロノ谷々ノ東地					360		切畑	公事子分	名本拓
●	フロノ谷ノ上谷懸テ					720		切畑	公事子分	新衛門拓
●	フロノ谷ノ上					300		切畑	公事子分	新衛門拓
●	フロノ谷南ノ上					600		切畑	なもと分	
●	フロノ谷ヤシキノヒラ					150		切畑	公事子分	四良左衛門拓
●	フロノ谷ノ下					240		切畑	なもと分	大良五良拓
●	フロノ谷ノ東					900		切畑	なもと分	四良左衛門拓
●	フロノ谷ノ下					600		切畑	なもと分	大良左衛門拓
●	フロノ谷ノ下二所懸テ谷ノヲク					300		切畑	なもと分	孫三良拓
●	ホトコミ					300		切畑	公事子分	太衛門拓
●	シラ谷安丸サカ					960		切畑	なもと分	
●	シラ谷ノ上					900		切畑	なもと分	

か。そもそも輪作を行う切畑は非常に把握が難しい土地である。焼畑の検地は、江戸期の租税の取り方を決めた『地方凡例録』「田畑名目之事」によれば、「焼畑と云ハ（中略）依て検地を受るとき、仮令バ十町の場合を検地すれば五町か三町ならでハ作付をなさず、半分ハ一箇年も二箇年も休むゆへ、十町の場合にて五町か三町高受をなす、箇様の場処ハ余歩も定法に拘わらず格別余計に差加ふるなり、右焼畑にて山内木立ある場処、又ハ焼畑に成べき場処とも、一同に一山反別相改め、山高に請置、其内焼畑になる場処ハ作付をするもあり、是ハ切替畑と云はず山高なり、又右体の場処は無反別にて、山稼焼畑等の見込を以て山高許り受る処もあり、」とある。つまり、江戸期においても、焼畑の検地自体が土地を正確に測るというものでなく、おおよそで行うものであったのである。また、焼畑は協業的要素も強く、土地の所有関係も明確ではないといったことも、正確に切畑が掌握しにくい理由なのであろう。このように考えると、再検地の切畑の検出自体も十分なものではなかったと推測される。

給分の変化 清爪名では、前検地から「名本分」の他に「西平分」「東持」として有力農民の持分が記載されている。再検地では、「公事子分」は前検地の「東持」分に当たる。表3



を見ると、給分には若干の異動が見える。前検地で、給分となっていなかった土地のほとんどは「公事子分」となっている。再検地での新出地は、名本分 16、公事子分 36、西平分 32 箇所であり、名本以外の持分が増加している。全体でも、前検地の名本分 (名分)

西平分 12、東持分 8 から、再検地では名本分 32、西平分 43、公事子分 54 で、「名本分」以外の持分が拡大しており、有力農民層の把握が進んできたことがわかる。

また、再検地では「作・扣・居」を詳細に記載されているが、前検地と一致する箇所は少ない。前検地の作人把握が実態に即していないおおまかなものであったことが分かる。

近世化の進行 これまで見てきたような清爪における検地の変化は、前検地以後の長宗我部氏による土地および作人層と給人の把握という近世化の過程の結果であった。再検地の詳細な「作・扣・居」の記載や切畑の把握は、単に「不審ニ付」行ったものでなく、長宗我部氏が公事徴収体制の整備（秋澤 1995）、中世的な名主一円支配の解体化（横川 1959）を進めつつあったことを示すものであると考えられる。しかし、五王堂・清爪でも給地は増加しておらず、平野部のような給人の村化（松本 1958）は進んでいない。菰生・槇山は、近世化が徐々に進みながらも、依然名的な結合が色濃く残る地域として存在していたのではないかと考えられる。

二 『長宗我部地検帳』の境界設定—柳瀬名を中心に—

『地検帳』には、村々の境界が示されている。しかし、それは四至を示すものでなく、ほとんどの場合山間部の境界は曖昧もしくは設定されていない。ここでは、『地検帳』の境界設定の性格について、境界関連の文書が多く残る韮生郷柳瀬名の事例から検討してみることにする。

柳瀬名の境界相論 柳瀬名には仁明天皇承和元年（834）と伝えられる四至傍士を示した以下の文書⁵⁾がある。しかし、九世紀のこの文書をそのまま史料として信頼することは難しい（横川 1961）。

柳瀬名^(至傍示カ)四致芳士事
 韮生川庄川之落合ノすなこより初メ次ニさうさうかゆ
 より大北阿閼梨より三ッ有ル中之林よりまゝのすゝれ
 の高林より谷又の守屋とこよりくいの内より少野之小
くほよりゆすのうねなるつかのたをより鎌口之ひの木
 のゑミより守屋とこのうねをかきりよりかなとこか窪
 是より奥ハ安丸の地^(塚カ)塚也

皆濠和元年二月十一日 柳瀬名本 判有

同 新衛門代

仁明天皇御代

右之安文^(案カ)如件



写真1 「落合」の淵

この内、現地比定できたのは二重線を引いたものである（以下も同様）。図1では、ホノギの下に赤線を引いた。不明なホノギも判明したものからおおよそ推定できる（写真2・3）。韮生郷と槇山郷の堺は、途中まで尾根線に沿っているが、「ユスノウネ」から「間々ノスズレ」にかけて尾根線からはずれ、平地部に降りてきて、「落合」へ到ると推定される。

次に、延慶二年（1309）の槇山と韮生の堺を定めた以下の文書⁶⁾がある。

土佐国大忍庄槇ノ山与山田韮生山堺^{(朱)方}至之事

合熊野御領之時定之

（中略）

大槇^{(朱)太土}

命増名内 牛スキノ下ノ江見、次モリ石。次落合淵、次^{(朱)々}早^{(朱)マと}クノ瀧水次柳瀬方至ユクスカレ次七本檜次

山太之瀧^(朱)。○橋尾瀧

（中略）

⁵⁾ 土佐国蠹簡集拾遺 1 号（＝土佐国古文叢 3 号）【柳瀬文書】（『高知県史古代・中世編』所収）。

⁶⁾ 土佐国蠹簡集木屑 31 号（＝土佐国古文叢 90 号）（『高知県史古代・中世編』所収）。

延慶二年

政所 在判

三月廿日

この内、「落合」「^{そうそう}早々」は、前掲の承和元年の文書と同様であるが、他のホノギは比定できない。「橋尾瀧」は、集落「立花」上の「イノウ子」の尾根近くかと推定される。本文書には「瀧」「瀧水」が書き分けられている。「瀧」は水の流れる滝ではなく、「^{たけ}崖」にあたると思われるが、前掲文書と境界が変わっていなかったと考えると、「瀧」は水の少なく「崖」のような侵食谷（佐古）の上の方を指し、「瀧水」は水のある侵食谷（佐古）の下の方を示すのではないかとと思われる。すでに服部氏が指摘するように、大栃の境界は、槇山の根木屋・岡内・別役・別府などのように1つだけ境界地名を示すのではなく、いくつかのホノギが詳細に書かれており、尾根線に沿わない柳瀬との境界が問題になっていたものと思われる（服部 2004）。本文書には前掲文書に現れず、現在比定できない細かなホノギが記載されている。これは、米家泰作氏の指摘するように山地利用が進み、より詳細な境界の設定が求められた結果であるとも言える（米家 1996）。また、「落合」が相論地になる理由は、「落合ノ砂子」や「落合淵」といった川原・淵が材木搬出に欠かせない場所であったからではないかと推定される⁷⁾。



写真2

中央の山が「鎌口山」、「橋尾瀧」はその内か？

左の山の畝が「守屋とこのうね」、降りてきた所が「かなとこか窪」か？（写真3）



写真3 推定「かなとこか窪」、下は「立花」集落



写真4 橋の手前側の下が「木戸岸」

⁷⁾ 近代にも「落合」は上葦生川・槇山川・物部川が落ち合う地点で、物部川へ材木を流す際、筏に組み替える重要な場所となっていた。

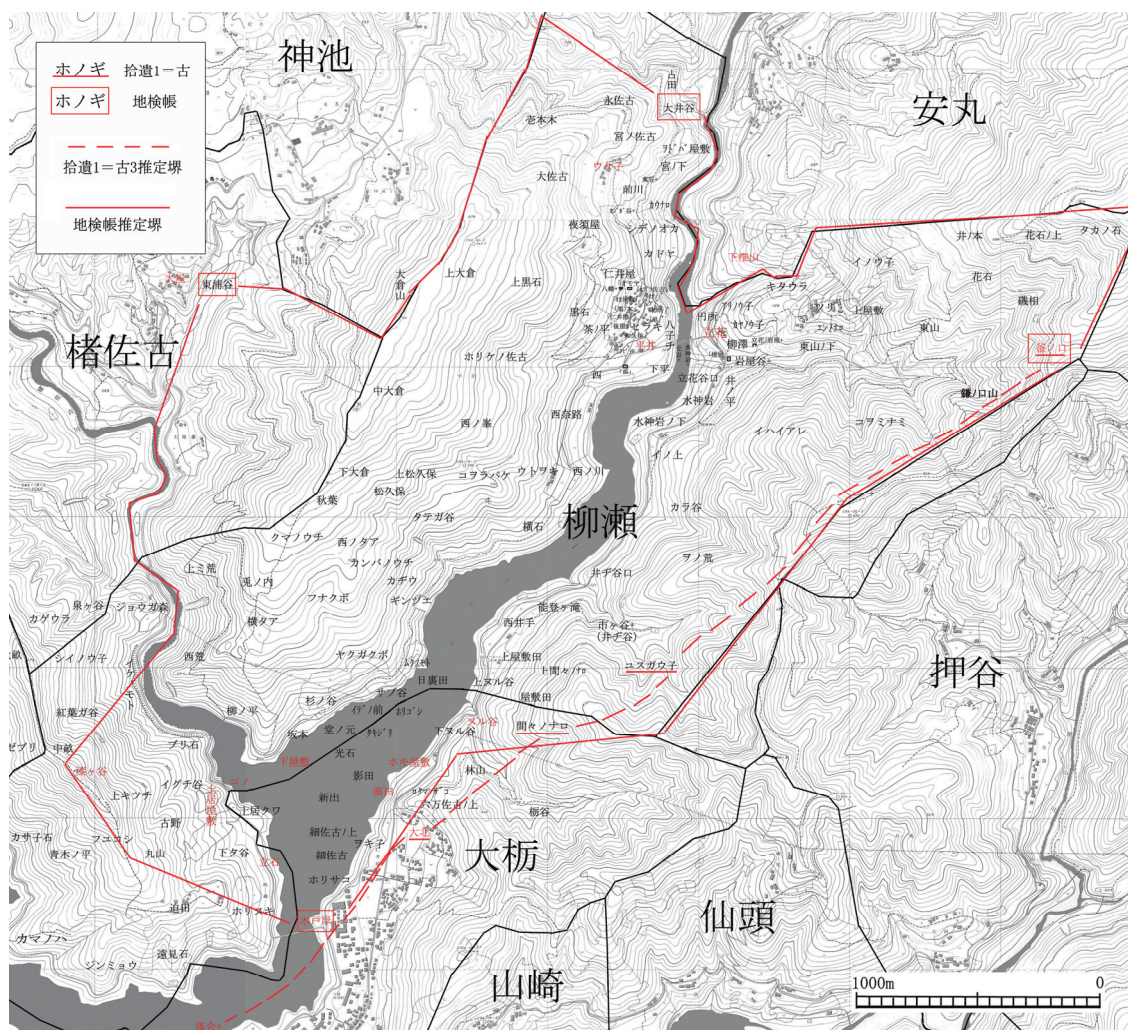


図1 柳瀬名の境界

また、上記文書への貞享元年（1684）の追記によれば、「自延慶戊申三年至慶長十一年ニ式百九拾九年後正保二年マテ三拾九年 合三百拾八年ニ至テ根須谷相与境論有り」とある。つまり、槇山・葦生の境界は、根須と谷相の堺相論⁸⁾まで、318年間同様の境界が維持されていたことになる。しかし、天正年間に比定できる「葦生槇山従被相添千束荒噺口之事」（土佐国蠹簡集竹頭 77 号（＝土佐国古文叢 1026 号））によれば、「右之人数堺ヲ被定年ハ天正四月十二日ニ相定地子」とあり、葦生・槇山の名主層が全て集まり、堺と各名が負担する地子が決められている。

『地検帳』に見る柳瀬名の境界 柳瀬名の境界を『地検帳』から見てみると、葦生・槇山郷の境界は承和元年のものほとんど変わらない⁹⁾（図1）。一方、北側の境界は「大井谷」

⁸⁾ 「葦生槇野山大境物写」（『物べ村志』所収）。

⁹⁾ 地検帳には安丸堺の「カマクチ」と大柵堺の「木戸岸」の2つしか記載されておらず、その間の境界は判然としない。それについては、現在の境界を参考に境界線を引いたため、拾遺1＝古3の文書の推定境界線と若干異なる結果となっている。

（「神屋谷」にあたる）で、西側の境界は「東浦谷」で「楮佐古」内部まで広がっていることが分かる。これまでの境界相論はあくまで、葦生と槇山の堺を問題としたものであったため、葦生側の境界にはほとんど触れられていなかった。柳瀬の項で述べたように、楮佐古はもと柳瀬名の脇名であったため、山間部の境界は問題にはならなかったのであるが、『地検帳』では楮佐古は楮佐古村として村付され、その土地は楮佐古氏の給分となっている。この際、楮佐古と柳瀬の堺も線引きされ、『地検帳』に記載されている。安丸・黒代の堺についても谷を堺に境界が決められている。このように柳瀬では、『地検帳』は、これまでに設定された境界をもとに相論になりうる堺については記載し、四至を全て記載するものではなかったのである。

『地検帳』の境界設定の性格 柳瀬名の境界に見るように、『地検帳』の境界設定はあくまで部分的なものであったが、一方で、楮佐古名との堺のようにこれまで示されなかった境界が示されるケースも見られる。これは、長宗我部検地に伴う村切を前提としたもので、これによって設定された境界もいくつかあると考えられる。この村切では、村に他村の者が給分を受ける飛び地が内包されており、中世以来の所有関係にも少なからず影響を受けていた¹⁰⁾。しかし、開発の進んでいない山間部の境界はほとんど記載されておらず、村の境界には曖昧な部分もあった。村の境界が完全に決定するのは、村単位での年貢納入が義務付けられ、山間部への開発もさらに進む江戸期以降であると考えられる。

三 『長宗我部地検帳』から見た葦生・槇山の村落景観

これまで見てきたように、『地検帳』が当時開発された土地や屋敷を全て網羅したものではない可能性が高い以上、『地検帳』から完全な葦生・槇山の村落景観を復元することは困難である。しかし、現地比定から不完全ながらこの地域の村落景観が見えてくる。以下、これまで村ごとに見てきた村落景観を総括してみよう。

集落 『地検帳』の段階では、屋敷は畠を伴う「山畠ヤシキ」がほとんどで、用水の得やすい谷淵に所在している場合が多い。屋敷は密集せず、集村化は進んでおらず、散居的な村落景観を有している。集落は日当たりの良い日ノ地側に多く所在し、影側には屋敷は少ない傾向がある。

田・畑 山間地域では、田地の開発は谷淵の迫田に限定されており、中・長距離の用水路はほとんど引かれていない。田地は平地や丘陵地に限定されて断片的に存在し、現在のような段丘面に上から下まで棚田が広がるような景観は有していない。畑地は、屋敷周辺の屋敷畠と山間部にある切畑で構成されることが考えられるが、『地検帳』では低地部でしか検出されない傾向があり、畑地がどのように広がっていたかは不明な点が多い。

土居と土居田 各村には必ずといっていいほど名本（開発名主）の住む土居が存在する。ほとんどの場合、開発に適した土地を土居が占有しており、その周辺には「土居田」と呼

¹⁰⁾ 江戸期にも槇山地域の村には多くの飛び地があったが、これも中世以来の所有関係を前提にしている場合が多い。

ばれる田んぼが所在している。「土居田」は村で最も収量が高く、面積の大きい田であるケースが多く、名主の経済基盤となったことが分かる。

橋・川渡 岡ノ内（「カツラ橋ノツメ北路」）のように葛橋が架けられている場所もある。また、川渡しも柳瀬（「ヤナセ渡上」）・押谷（「楠木ヒラ渡上詰而」）などにあり、交通の要衝では、川の両岸を行き来する手段が確立されていた。

堂社 各村に氏神の神社やお堂は存在したはずだが、社地・寺地などがある場合のみ記載される。特に、槇山にはほとんどの村に寺やお堂が存在していることが分かる。



写真5 久保堂ノ岡の土居屋敷



写真6 三極

巻二 蕨生・槇山の地域性と地域構造

第一章・第二章で見てきたように、蕨生・槇山地域では大正・昭和期まで各村が異なる地形・環境を持ち、様々な生業活動を行い、それが交通・流通という形で物部川流域地域に一つの地域経済圏を形成していた。ここでは、これら蕨生・槇山の地域性と地域構造について総括してみたい。

一 地名の地域性

蕨生・槇山地域では、小字などの既知の地名を含めて、約 4000 個の地名が聞き取りできた（付属 CD 所収）。山間地域ということもあり、圃場整備などの土地開発がほとんど進んでいないことや、昔ながらの生活の一部が遅くまで残存していたことによって、失われた地名が少なかったことが要因であると考えられる。地名の収集は、聞き取り対象者がどれだけ地名を知っているか、記憶しているかにもよるが、一般的に物部川を上流に遡るほど、山間部へ入るほど地名が多く残っているように感じた。以下、地名の地域性について項目ごとに見ていくことにする。

谷の地名 山に囲まれたこの地域の人々にとって、谷は飲み水、田畑への用水の取水口として欠かせない存在である。また、村々や土地の境界線としても大きな役割を果たす。谷には大きな谷から小さな佐古にまで名前がついている。特に、谷の上の方と下の方で地名が異なる場合が多い。また、飲み水・用水に使うような大きな谷には常時水が流れているが、小さな谷は普段水が流れない「空谷」で、雨が降ったり、大水が出たりすると水が流れる。

崖・滝の地名 蕨生・槇山には崖崩れがおきて、岩肌がむき出しになっている場所が多い。この地域では、このような崖は「ダキ」と呼ばれ、水が流れず、かつ、あまり近寄ってはいけない良くない場所として認識されている。一方、最近になってできた新しい崩壊地は「ツエ」という。また、ふつうの滝は「タビ」（「百間タビ」）と呼んだり、滝の下が深くなっているものは「お釜」と呼ぶ。「お釜」は水神様がすんでおり、金物で水をすくってはいけない、女の方は近づいてはいけないなどといわれる。このような「お釜」には釜の主がいて、最近でも大鯰や大鰻がとれることがあるという。

川の地名 川には淵と瀬があるが、淵には大概名前がついている。ダムができる以前には、川は細く、流れも速かった。「マキ」は川が渦をまいている所の呼称でよくある名前である。また、「トモゾウ淵」「マタスケ淵」「巡査淵」といった人の名前がついた淵もある。淵のうち、名前がついているものは村の人々が泳いだ淵だが、その反面、流れが速く、深い淵など危険な淵に名前を付けて、注意を促すためでもあるという。

田・畑の地名 田んぼが少ないためか、個別の田んぼに名前を付けているケースは少ない。大概是土地の名前で呼ぶ。集落の近くは田んぼなので、畑は山側にある。畑も土地の名前で呼んでいる。田畑に水を供給する水路は「井」と呼ばれている。平野部では、長距離の用水路に「〜井」と名前がついているが、山間部では、昔は割った竹で谷から水を引くようなものだったので、名前のついている水路はほとんどない。

屋号 平野部に降りてくると少ないが、葦生・槇山の山間部では屋号の残っている集落が多い(787軒)。この中には『地検帳』に現れる屋敷名は、ほとんどが現在も屋号として残っている。屋号の聞き取りは、本調査の大きな成果で、消滅した集落や屋敷の存在を記録するものとして貴重なものである。

屋号には、①位置・方角によるもの（「西」「東」「上」「中」「下」「ムカイ」「ソラ」「宮ノ本」「中西」「谷口」「橋詰」など）、②格式や本分家関係によるもの（「土居」「名本」「庄司屋式」）、③職業によるもの（「カンチャ」「石屋」「紺屋」）があり、④代々あるいは特定の時代の戸主名によるもの（「乗蓮坊」）はほとんどない。ほとんどの集落にある「オメヤ」は江戸期の「組頭」の家を表すという人もいる。「土居」は開発名主の系譜を引く江戸期の村役人の家である。その他、「新宅」「ニイヤ」などはほとんどの集落に存在する。

二 集落の地域性

葦生と槇山では少し集落形態が異なっている。葦生では、一つの村（大字）の中心に集落が集まっている場合が多い。集落もあまり高地には存在せず、川沿いの丘陵地に集落が所在する。一方、槇山では村内に小規模な集落がいくつも点在している。集落は、川沿いの丘陵地だけでなく、標高の高い山の上にも多数所在する。

昭和の始めまでは、萱葺屋根の家がほとんどであったが、戦後、徐々に瓦やトタンに葺き替えられていった。村で講を組んでやった集落などは比較的早くから瓦が導入されていた。平野部に近いほど瓦の導入は早い傾向がある。山奥の市宇や別府には、豊富な材木資源を利用してソギ葺（板葺）の家や杉皮葺の家が多かった。

三 生業の地域性

葦生は水が多く確保でき、田んぼに出来る土地も多いため、米作が比較的盛んである。一方、槇山は水も少なく、田んぼに出来る土地も少なく、村のほとんどを占める山を焼いて雑穀を作る焼畑に重点を置いている。また、葦生ではほとんど見られない天水田や半天水田も多く存在していた。この地域の焼畑農業の在り方は、四国・九州山地などの西南日本に広く分布する多様な作物構成と複雑な輪作形式を示す《コバ型》であり（佐々木 1972）、ソバ、アワ、ヒエ、大豆、小豆、コンニャク、三稜、カライモ、トウモロコシなど様々な作物が作られている。茶、小豆などは標高・温度などによってうまく作れる場所とうまく作れない場所がある。この地域の主食は米のほか雑穀類が多くを占めたが、地域によって、アワをよく作る所、ヒエをよく作る所とがある。

また、この地域には槇山川、上葦川が流れ、どの集落も河川に面している。たいていの人は川で魚をとった経験がある。川にはウナギ、モツゴ、ゴリ、イダ、アユ、エビなどの魚がいた。釜や淵と呼ばれる川や谷の深くなった所では、巨大な魚が目撃されることがあり、釜・淵の主などと呼んだ。漁法は、釣りが「カナツキ」と呼ばれる鉾で突くかで網を使うことはほとんどない。しかも、魚取りは子供の遊びで本格的に釣りをする人はほとんどいない。農作業・山仕事が忙しく魚を取る暇がないという人が多かった。趣味・余暇・休息として行うケースが多い。また、鯉を家で飼って「洗い」にして食べる家も何軒かあ

った。魚は、魚屋で仕入れるか、赤岡からの行商人から買うのがほとんどで、海の魚を生で目にするのはほとんどなく、干物になったものがほとんどだった。

四 蕨生・槇山の地域構造

蕨生・槇山地域では、山資源の平野部での需要・消費と山間部からの供給のサイクルによって、人・物が動き、一つの経済流通圏が形成されてきた。中世まで蕨生・槇山の山資源は畿内方面の消費市場へ向かっていたが、近世に入って城下町が形成され、都市消費市場が生まれて、円滑に流通するようになったと考えられる。この都市需要を背景に山資源の利用は拡大し、商品作物としての山資源の利用はますます活発になり、この地域を順調に発展させた。

昭和の始めまで、農・工・商業が一体化して、物部川流域地域の経済圏は形成されてきた。農業では、田植えの時期差を利用して、牛草の豊富な山間部から耕作用の牛が賃牛として平野部へ供給され、米の少ない山間部では報酬に平野部の米を得る。牛市が山田、美良布、大栃に存在し、仲介者が動き回った。牛は農家にとっては欠かせない存在で、その売買は「ばくろう」によってなされた。工業では、山間部で桑を作って、蚕を飼う。その繭が神母木の製糸工場で加工され、都市部へと流れていく。仲買人たちは繭を村へ買い付けに行き、集散地の神母木まで運んだ。楮は、山崎・大栃などで紙漉によって紙になり、障子紙や傘紙となる。傘紙は和傘の町である山田へと供給されていく。商業では、木材、茶、炭、三桠などの山資源が売買されて、都市部の消費市場へと流れていった。

米もろくに作れず貧しいかに見えるこの蕨生・槇山が、中世以来栄えてきた理由はこの豊富な山資源の活用にあった。しかし、これらの山資源は、戦後日本の高度経済成長とライフスタイルの変貌とともに必要とされなくなり、村の暮らしや景観は変わった。とはいえ、この地域が土地とともに歩んだ歴史は本書に記したとおり今も村の人達の記憶に息づいていたのである。

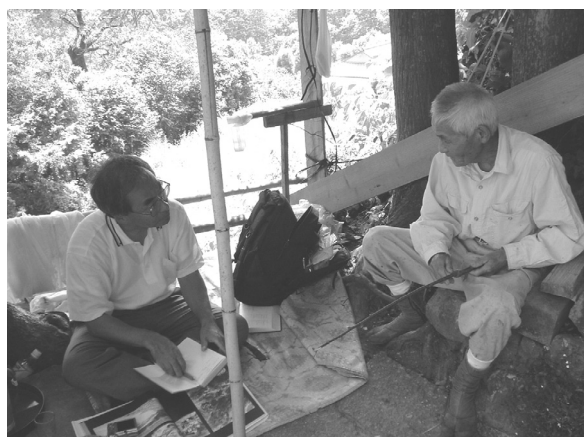


写真1 屋那ノ上の涼み台で話をする下村益治さん

(左は服部英雄氏)